

## 苦情の申し出の対象にならない事項

次の①～⑧は、申し出の対象になりません。

- ① 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- ② 判決、裁決等を求め現に係争中の事項
- ③ 法令又は条例の規定による不服申立て機関等の業務に関する事項
- ④ 「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」に基づき既に苦情の処理が終了している事項
- ⑤ 多摩市男女平等参画苦情処理委員の行為に関する事項
- ⑥ 議会に請願又は陳情を行っている事項
- ⑦ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- ⑧ その他、調査することが適当でないとして苦情処理委員が認める事項

## 苦情の申し出の手続き

「多摩市男女平等参画苦情申出書（1号様式）」に、苦情の趣旨及び理由、申出者の住所・氏名・電話番号等必要事項を記入・押印のうえ、TAMA女性センター窓口にご提出ください。

【受付時間】月～金曜の午前9時～午後5時

（第1・3月曜日、祝日、年末年始を除く）

※申出書を提出いただく際に、ご不明な点がございましたらTAMA女性センターにご相談ください。その際に、苦情の具体的内容（いつ、どこの部署・事業者から、どのようなことをされたのかなど）を簡潔にまとめてお知らせください。

※障がいのある方や高齢の方は、ご家族等の代理人による申し出ができます。



## 多摩市男女平等参画苦情処理委員の紹介

男女平等参画社会を実現するために設置している「多摩市男女平等参画推進審議会」委員の中から、苦情の処理について識見の高い3人を市長が委嘱し、公正・中立な立場で申し出のあった苦情を調査します。

### ■多摩市男女平等参画苦情処理委員（敬称略）

（任期：平成30年3月31日まで）

ひろおか もりほ  
広岡 守穂 氏（中央大学法学部教授）

きもと きみこ  
木本 喜美子 氏（一橋大学名誉教授）

よしだ えり  
吉田 衣里 氏（弁護士）

## <受付・相談窓口>

多摩市 暮らしと文化部  
平和・人権課 平和・人権・男女平等参画担当  
（多摩市立TAMA女性センター）

（住所）多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階  
（受付）月～金曜の午前9時～午後5時  
（第1・3月曜日、祝日、年末年始を除く）



TAMA女性センターは、聖蹟桜ヶ丘駅前にあります。

電話 042-355-2110

FAX 042-339-0491

【男女平等参画苦情処理制度：市公式ホームページ】

<http://www.city.tama.lg.jp/plan/945/019256.html>

# 男女平等参画 に関する 苦情処理制度

多摩市では、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」に基づき、男女平等を阻害する市の施策・人権侵害等に関する苦情の申し出を受け付けています。

苦情は、「多摩市男女平等参画苦情処理委員」が公正・中立な立場で調査し、必要と認めるときは、市や事業者等に対して、指導・助言または是正の勧告等を行います。

苦情の申し出の窓口はTAMA女性センターです。

男女平等に関してお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。



平成28年4月

多摩市 平和・人権課

## 苦情の申し出ができる方

- 多摩市民（多摩市内に居住する方・働いている方・学校に通っている方・活動している方）
- 事業者（多摩市内で事業活動を行う個人、法人・団体）
- その他の団体（事業者以外の多摩市内で活動するすべての団体【例：自治会・PTAなど】）

## 苦情の対象は

次の1と2が対象です。なお、苦情の申し出ができる期間は、苦情の事実があった日から、原則として1年以内です。詳細はお問い合わせください。

- 1 多摩市が行う男女平等参画を推進する取り組みや、それを阻むと思われる取り組みについて、意見や要望があるとき
- 2 職場、学校、団体などで行われた、性別等による差別的な取り扱いや、男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害について  
(状況に応じて、他の関係機関に引き継ぐことがあります。)

※上記1と2に該当していても、苦情の申し出ができないこともあります。「苦情の申し出の対象にならない事項」をご覧ください。

### 例えば このような苦情はありませんか？

- 市が作成した事業ちらしに、性別役割分担意識（女性は家事・育児等）を植え付けるようなイラストがある。改善すべきではないか。
  - 職場で性別をもとに嫌がらせや差別的発言を受けた。
  - 職場で、女性（男性）だから給料が安いなど、性別による差別的な取り扱いを受けた。
- など



# 苦情申し出の流れ



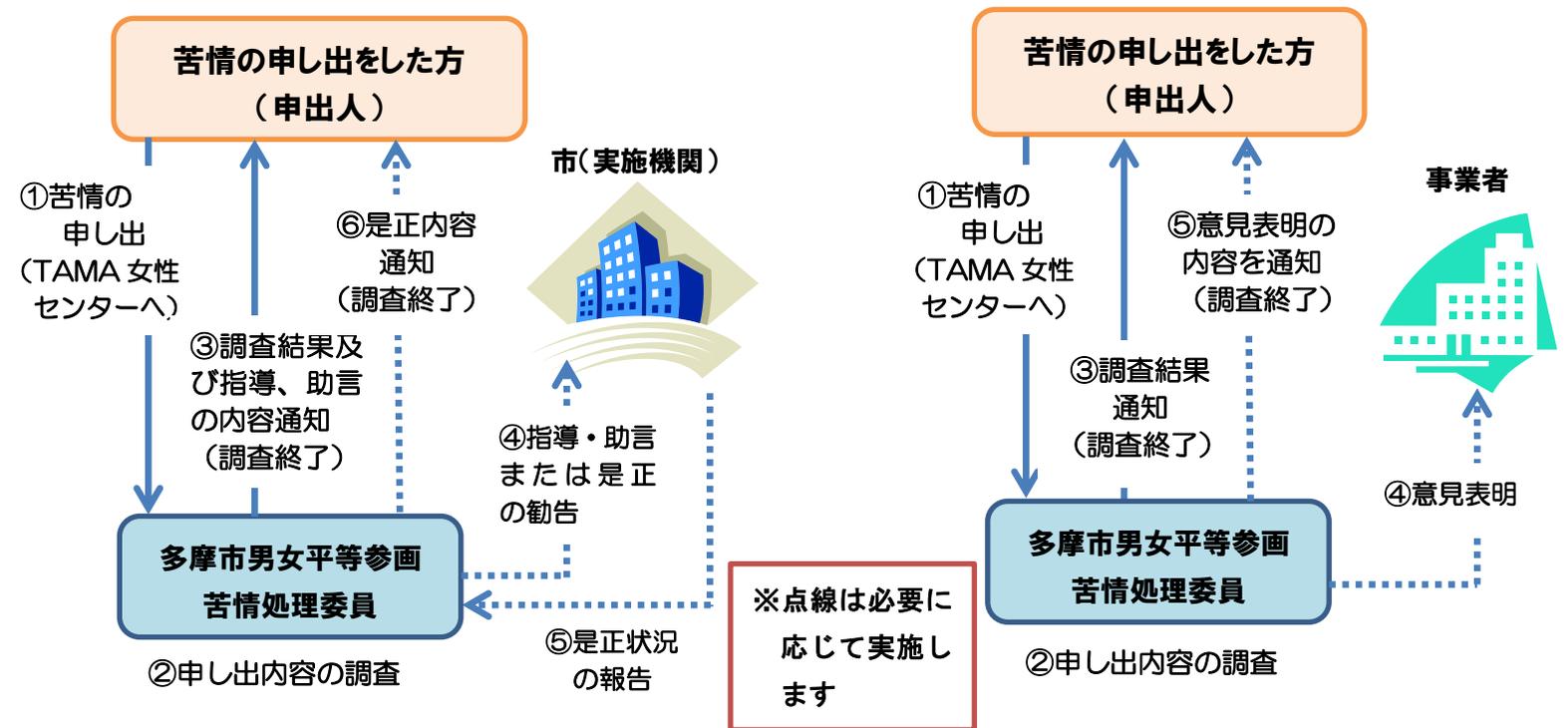
<苦情の内容によって、申し出の流れは変わります>

### ■多摩市が行う施策についての苦情の場合

- ① TAMA女性センター窓口で、苦情の申し出を受付（申し出の対象となるのか確認）
- ② 対象となる場合、苦情の申し出の内容に基づき、苦情処理委員が調査
- ③ 申出人に調査結果を通知
- ④ 調査の結果、苦情処理委員が必要と認めるときは、市（実施機関）に対して指導、助言または是正の勧告を実施
- ⑤ 是正の勧告を受けた市（実施機関）は、苦情処理委員に是正状況を報告
- ⑥ 是正状況を確認後、申出人へ是正内容を通知

### ■事業者等で起こった人権侵害等についての苦情の場合

- ① TAMA女性センター窓口で、苦情の申し出を受付（申し出の対象となるのか確認）
- ② 苦情の申し出の内容に基づき、苦情処理委員が調査
- ③ 申出人に調査結果を通知
- ④ 調査の結果、苦情処理委員が人権侵害と認める事項があった場合には、関係者に意見表明
- ⑤ 関係者に意見表明したことを、申出人に通知



苦情処理委員が調査することが適当でないと判断した時は、調査を実施しないことがあります。

苦情処理の状況は、個人情報の保護に配慮した上で公表します。

